

## 3歳以上の保育、全体の構成、総則等に関する意見

村松 幹子

3歳以上の保育、全体の構成、総則等について、今回の改定に反映すべき事項は以下のとおりです。

以下の点を十分制度に反映することが必要と考えます。

### 【3歳以上の保育について】

- (1) 子どもの育てて欲しい姿を明記することが必要。  
育てて欲しい姿とは、意欲を持って、子どもが自ら考え、主体的に行動できるようになること。基本的な生活習慣など、基礎的な生きる力を培い身につけること。集団生活の中で、人間関係を築き、コミュニケーション能力を育むこと。
- (2) 現行の保育所保育指針では、3歳未満児について個別的な計画を作成することとされている。3歳以上児についても作成することが必要。
- (3) この個別的な計画を踏まえ、「保育所児童保育要録」を作成し、それを小学校に引き継ぐことにより、一人ひとりの子どもの発達の連続性を確保すべき。  
なお、「保育所児童保育要録」については、それを受取る小学校側にその目的を理解していただくとともに、円滑な接続が行われるよう制度的な整備が必要。

### 【全体の構成、総則について】

- (1) 総則に、保育所における教育について明記すべき。  
保育所における養護と教育が一体となった保育は、専門性を有する保育士が教育的意図を持って行っているものであり、家庭における保育とは質的に異なるものであること、保育所保育指針における保育課程は、幼稚園教育要領における教育課程と同質のものであることを明記すべき。
- (2) 総則に、施設長に求められる、保育所がめざす保育の理念を職員に明確に示すなどの役割について明記すべき。

## 【その他について】

- (1) 現行の保育所保育指針の第7章「職員の資質向上」において、保育の質の向上を図るため、職員一人一人に研修などを通じて、資質の向上に取り組むことが求められている。新たな指針においては、そのための研修機会が確保されなければならないことを明記すべき。